

個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成 29 年分以降用）【書き方・1 ページ】

(新設)

## 書き方

- 1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第 95 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財源法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。  
この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。  
外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。  
なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。
- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。
  - (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄
    - イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。  
なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。
    - ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。  
なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、
      - (イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。
      - (ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。
      - (ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。
  - (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄
    - イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の①の金額がある場合）に記載します。  
なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、
      - ロ 「① ④から控除すべき①の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「①」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（②の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。
      - ハ 「①」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。
  - (3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄
    - イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。  
なお、2 の①の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。
    - ロ 「②」欄には、次の③と④の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の

## 個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成29年分以降用）【書き方・2ページ】

(新設)

所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得の金額については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額を記載します。

④ 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）

⑤ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

また、「調整国外所得金額③」が上記の金額を超えるときは、上記の金額を限度とします。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③」欄には、その年において生じた国外源泉所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。

ただし、国外事業所等（所得税法95条第4項第1号に定める国外事業所等をいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額を記載します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額は調整国外所得金額に含めます。

また、1の「相手国での課税標準」の合計額と調整国外所得金額が異なる場合は、この調整国外所得金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（ $\text{㊂} \times 12\%$ 又は $6\%$ ）」又は「市町村民税（ $\text{㊂} \times 18\%$ 又は $24\%$ ）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に〇を付けて、その割合を $\text{㊂}$ の金額に掛けて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市（いわゆる政令指定都市）」をいいます。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（ $\text{㊂} \sim \text{㊄}$ ）には、「外国所得税額 $\text{㊁}$ 」の金額が「控除限度額」の「計 $\text{㊁}$ 」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額 $\text{㊅}$ 」欄には、「外国所得税額 $\text{㊁}$ 」の金額が「控除限度額」の「計 $\text{㊁}$ 」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「控除余裕額」の「 $\text{㊄}$ 本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額 $\text{㊅}$ 」の金額がある場合に、

改正後	改正前
<p>個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成 29 年分以降用）【書き方・3 ページ】</p> <p>所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のホの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。</p> <p>ホ 「控除限度超過額」の「㊦本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊦」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ニの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。</p>	<p>(新設)</p>

## 改正後

## 改正前

個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成 29 年分以降用）【書き方・4 ページ】

(新設)

## 書き方

(国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)

1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 6 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 5 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。

このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。

(1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方

次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。

イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法 137 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による納税の猶予を受けている方

ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方

(2) 適用要件

次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。

イ ロの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること。

ロ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限り、2 の(1)において同じです。）を納付することとなること。

2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。

具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。

(i) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限り、）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限り、）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった金額の合計額を除きます。）を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額

個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成 29 年分以降用）【書き方・5 ページ】

(新設)

- (ウ) 当該外国所得税が当該対象資産の移転（所法第 60 条の 2 第 4 項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。）により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 5 項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の㉔の金額）を超えるとき 当該計算した金額
- なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。
- ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。
- なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。
- (イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。
- (ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。
- (ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。
- (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄
- イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の㉔の金額がある場合）に記載します。
- なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。
- ロ 「㉔ ㉔から控除すべき㉔の金額」欄は、「㉔ 前年繰越額」から控除する「㉔」欄の金額（最も古い年分の㉔の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の㉔の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（㉔の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「㉔」、「㉔」、「㉔」欄にそれぞれ転記します。
- ハ 「㉔」欄の金額のうち、「㉔」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。
- (3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄
- イ 「㉔」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。
- なお、2 の㉔の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。
- ロ 「㉔」欄には、次の㉔と㉔の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。
- ㉔ 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）
- ㉔ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の 2 分の 1 の金額
- ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。
- また、「調整国外所得金額㉔」が上記の金額を超えるときは、「調整国外所得金額㉔」の金額を限度と

## 個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成29年分以降用）【書き方・6ページ】

(新設)

します。

なお、2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③」欄には、その年において生じた国外源泉所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。

ただし、国外事業所等（所得税法95条第4項第1号に定める国外事業所等をいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額を記載します（この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。）。

なお、2の⑧の金額がある場合には、その金額は調整国外所得金額に含めることとし、対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得の金額を含めます。

また、1の「相手国での課税標準」の合計額と調整国外所得金額が異なる場合は、この調整国外所得金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（ $\ominus \times 12\%$ 又は $6\%$ ）」又は「市町村民税（ $\ominus \times 18\%$ 又は $24\%$ ）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に $\circ$ を付して、その割合を $\ominus$ の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（⑧～⑫）には、「外国所得税額⑦」の金額が「控除限度額」の「計⑬」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑭」欄には、「外国所得税額⑦」の金額が「控除限度額」の「計⑬」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「控除余裕額」の「⑯本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑭」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のホの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順

改正後	改正前
<p>個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成 29 年分以降用）【書き方・7 ページ】</p> <p>とします。）を記載します。</p> <p>ホ 「控除限度超過額」の「㊟本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊟」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ニの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。</p>	<p>(新設)</p>

個⑥033-2 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成29年分以降用）【1ページ】

(新設)

外国税額控除に関する明細書（非居住者用）  
（平成29年分以降用）

〔書き方については、控除の裏面を記入してください。〕

（平成 年分） 氏名 \_\_\_\_\_

1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告 (賦課)の区分	所得の 計算期間	相手国での 課税標準	左に係る 外国所得税額
			・	・		・	(外貨) )	(外貨) )
			・	・		・	円	円
			・	・		・	(外貨) )	(外貨) )
			・	・		・	円	円
計							円	円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告 (賦課)の区分	所得の 計算期間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減額された 外国所得税額
			・		・	平成 年分	・	(外貨) )
			・		・	平成 年分	・	円
			・		・	平成 年分	・	(外貨) )
			・		・	平成 年分	・	円
計								円

提出用  
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

④の金額が⑤の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

④ 円 - ⑤ 円 = ⑥ 円 → 6の「⑥」欄に転記します。

④の金額が⑤の金額より少ない場合

⑤ 円 - ④ 円 = ⑦ 円 → 2の「⑦」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額			
年分	⑧ 前年繰越額	⑨ ⑧から控除すべき⑩の金額	⑪ ⑧ - ⑨
平成 年分(3年前)	円	円	円
平成 年分(2年前)			円
平成 年分(前年)			円
計		円	円

⑧、⑨、⑩の金額を5の「⑫前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

  

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	⑩に充当された前3年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額 (⑩ - ⑪)
円	円	円

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。



個⑥033-2 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成29年分以降用）【2ページ】

(新設)

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 <b>控除の裏面</b> を読んでください）。
恒久的施設帰属所得金額	②		← 2の③の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 <b>控除の裏面</b> を読んでください）。
調整国外所得金額	③		← 2の④の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
控除限度額(①× $\frac{③}{②}$ )	④		→ 5の「㉔」欄及び6の「㉑」欄に転記します。

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	⑤	円	← 3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
恒久的施設帰属所得金額	⑥		← 3の「②」欄の金額を転記します。
調整国外所得金額	⑦		← 3の「③」欄の金額を転記します。
控除限度額(⑤× $\frac{⑦}{⑥}$ )	⑧		→ 5の「㉔」欄及び6の「㉑」欄に転記します。

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算					
所得税	④の金額	円	所得税	④の金額	円
復興特別所得税	⑤		道府県民税	⑥	
道府県民税	⑥		市町村民税	⑦	
市町村民税	⑦		計	⑧	
計	⑧		控除限度超過額	⑨	
外国所得税額	①				

  

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細				
年 区 分	控 除 余 裕 額		控 除 限 度 超 過 額	
	⑩前年繰越額及び本年発生額	⑪本年使用額	⑫前年繰越額及び本年発生額	⑬本年使用額
平成 年分 (3年前)	所得税		⑭	
	道府県民税			
	市町村民税			
平成 年分 (2年前)	所得税			
	道府県民税			
	市町村民税			
平成 年分 (前年)	所得税			
	道府県民税			
	市町村民税			
合 計	所得税	⑮		⑯
	道府県民税			
	市町村民税			
本 年 分	所得税	⑰	⑱	⑲
	道府県民税			
	市町村民税			
計	⑲	⑳		

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額(3の④の金額)	⑨	円	復興財法第14条第1項による控除税額(⑩より小さい場合に⑩-⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額	⑬	円
復興特別所得税の控除限度額(4の⑧の金額)	⑧		所法第95条第2項による控除税額(5の①の金額)	⑭	
外国所得税額(1の①の金額)	①		所法第95条第3項による控除税額(5の①の金額)	⑮	
所法第95条第1項による控除税額(⑨と⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑫		控 除 税 額(⑬+⑭+⑮又は⑯)	⑯	

⑬の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄(申告書Aは⑮欄、申告書Bは⑯欄)の「区分」の□に「1」と記入します。

個⑥033-2 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成 29 年分以降用）【書き方・1 ページ】

(新設)

### 書き方

- 1 この明細書は、恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第 165 条の 6 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。  
この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。  
非居住者に係る外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。
- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。
  - (1) 「1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳」欄
    - イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額（恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。  
なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。
    - ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。  
なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、
      - (イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。
      - (ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。
      - (ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。
  - (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄
    - イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の①の金額がある場合）に記載します。  
なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、
      - ロ 「② ④から控除すべき①の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「①」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑤の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。
      - ハ 「①」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。
  - (3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄
    - イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。  
なお、2 の①の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算し

## 個⑥033-2 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成29年分以降用）【書き方・2ページ】

(新設)

ます。

ロ 「② 恒久的施設帰属所得金額」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の所得税法第161条第1項第1号及び第4号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、2の㉑の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③ 調整国外所得金額」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額（恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係るもの）を記載します。

ただし、その国外所得金額が、その年分の恒久的施設帰属所得に相当する金額を超える場合には、その年分の恒久的施設帰属所得に相当する金額となります。

なお、2の㉑の金額がある場合には、その金額は調整国外所得金額に含めます。

また、1の「相手国での課税標準」の合計額と調整国外所得金額が異なる場合は、この調整国外所得金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

## (4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

## (5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊸×12%又は6%）」又は「市町村民税（㊸×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を㊸の金額に乘じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※1 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※2 申告年分の翌年の1月1日において、日本国内に住所を有しない場合は、0と記載してください。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊸～㊾）には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計㊿」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額②」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計㊿」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「控除余裕額」の「㊿本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額②」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

改正後	改正前
<p>個⑥033-2 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成 29 年分以降用）【書き方・3 ページ】</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のホの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。</p> <p>ホ 「控除限度超過額」の「㊟本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊟」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ニの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。</p>	<p>(新設)</p>

改正後

個⑥039-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する  
明細書（平成22年分以降用）【裏面】

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条第4項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所得税法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注)平成27年分においてこの控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条第6項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「③」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。

(4) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(5) 「⑫」欄には、明細書の「⑬」欄の金額を記載します。

(6) 「⑭」欄は、旧措法第10条第4項第1号（平成27年改正前旧措法第10条第6項第1号）の規定の適用を受ける場合には「又は⑯の金額」を抹消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「⑰の金額又は」を抹消して記載します。

(7) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条

改正前

個⑥039-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する  
明細書（平成22年分以降用）【裏面】

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第4項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注)平成27年分においてこの控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条第6項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「③」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。

(4) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(5) 「⑫」欄には、明細書の「⑬」欄の金額を記載します。

(6) 「⑭」欄は、措法第10条第4項第1号（旧措法第10条第6項第1号）の規定の適用を受ける場合には「又は⑯の金額」を抹消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「⑰の金額又は」を抹消して記載します。

(7) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条、旧措法第10条

改正後	改正前
<p>個⑥040 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成28年分以降用）【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は 中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条第1項から第3項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p>(2) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、「⑥&lt;10%」の場合には「⑥×0.2+8/100」で計算した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑨」欄には、「⑧」欄の記載がない場合には「④×⑦」の金額を記載し、「⑧」欄の記載がある場合には「④×⑧」の金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額}(\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii}(\ast 2)$ <p>i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）</p> <p>ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）</p> <p>※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所得税法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(6) 「④」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「④」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「②」欄は、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「②」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(8) 「③」欄及び「⑥」欄は、本年分の試験研究費のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費について、旧措法第10条第3項の該当号及び当該試験研究の内容を記載します。</p> <p>(注) その特別試験研究費が旧措法施行令第5条の3第9項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条</p>	<p>個⑥040 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成28年分以降用）【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は 中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項及び第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p>(2) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、「⑥&lt;10%」の場合には「⑥×0.2+8/100」で計算した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑨」欄には、「⑧」欄の記載がない場合には「④×⑦」の金額を記載し、「⑧」欄の記載がある場合には「④×⑧」の金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額}(\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii}(\ast 2)$ <p>i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）</p> <p>ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）</p> <p>※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(6) 「④」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「④」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「②」欄は、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「②」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(8) 「③」欄及び「⑥」欄は、本年分の試験研究費のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費について、措法第10条第3項の該当号及び当該試験研究の内容を記載します。</p> <p>(注) その特別試験研究費が措法施行令第5条の3第9項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条</p>

改正後	改正前
<p>個⑥041 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</b></p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第2号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が旧措法第10条第6項第1号、平成27年改正前旧措法第10条第6項第1号又は平成26年改正前の租税特別措置法（以下「平成26年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第1号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条、平成26年改正前旧措法第10条</p>	<p>個⑥041 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</b></p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第2号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が27年改正前旧措法第10条第6項第1号又は平成26年改正前の租税特別措置法（以下「26年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第1号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条、平成26年改正前旧措法第10条</p>

改正後	改正前
<p>個⑥042 □の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">□の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したのものについては、これらの割増償却の適用はありません。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 標題「□」の割増償却に関する明細書の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定するいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第 13 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。</p> <p>(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとした場合に、その増加償却費の額を記載します。</p> <p>なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。</p> <p>(5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>なお、( %) 内には、その割増償却率を記載します。</p> <p>(6) 「⑰」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。</p> <p>(注) 「⑰」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3、第 14 条、第 15 条 等</p>	<p>個⑥042 □の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">□の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したのものについては、これらの割増償却の適用はありません。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 標題「□」の割増償却に関する明細書の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定するいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第 13 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。</p> <p>(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。</p> <p>なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。</p> <p>(5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>なお、( %) 内には、その割増償却率を記載します。</p> <p>(6) 「⑰」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。</p> <p>(注) 「⑰」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第 12 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条の 2、第 15 条 等</p>



改正後

個⑥043-1 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項及び平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）10条の3第6項に規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。
(注1) 平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を平成27年改正前の措法第10条第4項に定める「中小企業者」に、「⑩」欄の「調整前事業所得税額」を同法第10条の3第5項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。
(注2) 平成29年分以後においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「特定生産性向上設備等」を「平成29年3月31日以前に取得等した特定生産性向上設備等」に読み替えて使用します。また、「①」欄の「第 号」には、旧措法における該当号を記載します。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
なお、特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。
(2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
(3) 「④」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
(4) 「⑦」欄には、「(旧) 措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に75/100を乗じて計算した金額を記載します。
(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額(※1) × 事業所得の金額 / (1 + ii) (※2)

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、「(旧) 措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（(旧) 措法41、41の3の2）、政庁等寄附金特別控除（(旧) 措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧) 措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧) 措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧) 措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧) 措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（(旧) 措法41の19の4）、外国税額控除（(旧) 所法95）及び（旧）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧) 震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「⑤」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄のBの金額を記載します。
(7) 「⑧」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。
(8) 「⑨」欄には、「⑩」欄の金額から「⑪」欄の金額及び「⑬」欄の金額を控除した額を記載します。
ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑭」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は「特定中小事業者が特定経営力控除設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑮」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。
(9) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のBの金額を記載します。
(10) 平成29年分の所得税につきこの特別控除の適用を受ける場合の「⑫」欄の「平成 年分（前年分）」には、前年分の「⑫」欄の本年分の金額を転記します。
(11) 「⑬」欄の外書には、「(旧) 措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（(旧) 震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
(12) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3、旧措法第10条の3、平成29年改正法附則46

改正前

個⑥043-1 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第5項から第7項までに規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。
(注) 平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を平成27年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条第4項に定める「中小企業者」に、「⑩」欄の「調整前事業所得税額」を旧措法第10条の3第5項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
なお、特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。
(2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
(3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
(4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に75/100を乗じて計算した金額を記載します。
(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額(※1) × 事業所得の金額 / (1 + ii) (※2)

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政庁等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「⑤」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄のBの金額を記載します。
(7) 「⑧」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。
(8) 「⑨」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のBの金額を記載します。
(9) 平成26年分の所得税につきこの特別控除の適用を受ける場合の「⑫」欄の「平成 年分（前年分）」には、前年分の「⑫」欄の本年分の金額を転記します。
(10) 「⑬」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
(11) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3

改正後	改正前
<p>個⑥044 特別修繕準備金に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>特別修繕準備金に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の3の規定による特定船舶に係る特別修繕準備金、平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条の4の規定による特別修繕準備金又は平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、これらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、船舶について1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、本年の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。</p> <p>(3) 平成25年1月1日において旧措法第20条の4第3項に規定する特別修繕準備金の金額を有する方が平成25年分以後において平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合には、①及び②並びに「3 平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算」の各欄を記載し、③から⑤までの各欄は記載を要しません。</p> <p>(4) 「③」欄には、前年末における特別修繕準備金の金額を記載します。</p> <p>(5) 「④」欄には、本年中において特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑤」欄は、①当該資産につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき本年末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。</p> <p>(7) 「⑥」欄は、次により記載します。</p> <p>①「積立期間の月数」には租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第13条（特定船舶に係る特別修繕準備金）（平成26年改正前の措令及び平成23年12月改正前の措令（以下「旧措令」といいます。）第12条の2に係る部分を含みます。）及び平成26年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第7条（特別修繕準備金）（平成23年12月改正前の租税特別措置法施行規則（以下「平成23年12月改正前旧措規」といいます。）第7条の2に係る部分を含みます。）において資産別に定められている月数を記載します。</p> <p>②「業務を行った期間の月数」には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、その完了の日から本年末までの月数を記載します。</p> <p>③「積立期間の月数」及び「業務を行った期間の月数」の月数は、1月未満の端数が生じた場合には1月として計算します。</p> <p>(8) 「⑦」欄は、各年の末日において、前年分から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措令第13条第10項（旧措令第12条の2第10項に係る部分を含みます。）で定める日の属する年の12月31日の翌日から2年を経過したものがある場合には、当該経過した日の属する年の12月31日におけるこの明細書の「⑥」欄の金額を記載します。</p> <p>(9) 「⑧」欄は、平成23年12月改正法附則第50条第2項に規定する中小企業者に該当する場合には「<math>\frac{1}{4}</math>又は」を消し、その他の場合には「又は<math>\frac{1}{10}</math>」を消します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の3、旧措法第20条の4、措令第13条、旧措令第12条の2、旧措規第7条、平成23年12月改正前旧措規第7条の2、平成23年12月所法等改正法附則第50条</p>	<p>個⑥044 特別修繕準備金に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>特別修繕準備金に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の3の規定による特定船舶に係る特別修繕準備金、平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条の4の規定による特別修繕準備金又は平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、これらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、船舶について1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、本年の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。</p> <p>(3) 平成25年1月1日において旧措法第20条の4第3項に規定する特別修繕準備金の金額を有する方が、平成25年分以後において平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合には、①及び②並びに「3 平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算」の各欄を記載し、③から⑤までの各欄は記載を要しません。</p> <p>(4) 「③」欄には、前年末における特別修繕準備金の金額を記載します。</p> <p>(5) 「④」欄には、本年中において特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑤」欄は、①当該資産につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき本年末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。</p> <p>(7) 「⑥」欄は、次により記載します。</p> <p>①「積立期間の月数」には租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第12条の2（特定船舶に係る特別修繕準備金）（平成23年12月改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第12条の2に係る部分を含みます。）及び租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第7条（特別修繕準備金）（平成23年12月改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第7条の2に係る部分を含みます。）において資産別に定められている月数を記載します。</p> <p>②「業務を行った期間の月数」には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、その完了の日から本年末までの月数を記載します。</p> <p>③「積立期間の月数」及び「業務を行った期間の月数」の月数は、1月未満の端数が生じた場合には1月として計算します。</p> <p>(8) 「⑦」欄は、各年の末日において、前年分から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措令第12条の2第10項（旧措令第12条の2第10項に係る部分を含みます。）で定める日の属する年の12月31日の翌日から2年を経過したものがある場合には、当該経過した日の属する年の12月31日におけるこの明細書の「⑥」欄の金額を記載します。</p> <p>(9) 「⑧」欄は、平成23年12月改正法附則第50条第2項に規定する中小企業者に該当する場合には「<math>\frac{1}{4}</math>又は」を消し、その他の場合には「又は<math>\frac{1}{10}</math>」を消します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の3、旧措法第20条の4、措令第12条の2、旧措令第12条の2、措規第7条、旧措規第7条の2、平成23年12月所法等改正法附則第50条</p>

改正後

個⑥045 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書【表面】

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

1 探鉱準備金に関する明細書

(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細

氏名 \_\_\_\_\_

取引基準	本年の鉱物の販売による収入金額	①	円
取引基準	取引基準による積立額 (① × $\frac{12}{100}$ )	②	
所得基準	本年の鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得金額	③	
所得	租税特別措置法施行令第14条第4項の規定により控除する金額 (前年以前各年の採掘損失金額の合計額)	④	
	租税特別措置法施行令第14条第4項の規定により控除する金額 (前年以前各年の採掘所得金額の合計額)	⑤	
所得	控除する金額 (④ - ⑤ (赤字のときは0))	⑥	
所得	差引採掘所得金額 (③ - ⑥)	⑦	
所得	所得基準による積立額 (⑦ × $\frac{30}{100}$ )	⑧	
所得	探鉱準備金積立限度額 (②又は⑧のうちいずれか少ない方の金額)	⑨	
所得	本年積み立てた探鉱準備金の額	⑩	

(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細

積立年分	① 当初の必要経費に算入した積立額	② 年初の各年分の準備金額	③ ②のうち、本年中の任意取崩額	④ 総収入金額に算入される額 (② - ③)	⑤ 翌年繰越額
平成 年分		円	円	円	
平成 年分					円
平成 年分					
平成 年分					
平成 年分					
平成 年分					
本年分		円			
計			⑥		

2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費等基準	本年中に支出した新鉱床探鉱費の額	⑭	円
	本年中の探鉱用機械設備の償却額	⑮	
	計 (⑭+⑮)	⑯	
準備金取崩基準	本年中の任意取崩額 (⑮の金額)	⑰	
	総収入金額に算入される額 (⑯の金額)	⑱	
	計 (⑰+⑱)	⑲	
所得基準	この特別控除額及び青色申告特別控除額を控除しないで計算した本年分の事業所得の金額	⑳	
所得	本年分必要経費に算入される新鉱床探鉱費の額 (⑲、㉑又は㉒のうちいずれか少ない方の金額)	㉑	

改正前

個⑥045 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書【表面】

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

1 探鉱準備金に関する明細書

(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細

氏名 \_\_\_\_\_

取引基準	本年の鉱物の販売による収入金額	①	円
取引基準	取引基準による積立額 (① × $\frac{12}{100}$ )	②	
所得基準	本年の鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得金額	③	
所得	租税特別措置法施行令第14条第4項の規定により控除する金額 (前年以前各年の採掘損失金額の合計額)	④	
	租税特別措置法施行令第14条第4項の規定により控除する金額 (前年以前各年の採掘所得金額の合計額)	⑤	
所得	控除する金額 (④ - ⑤ (赤字のときは0))	⑥	
所得	差引採掘所得金額 (③ - ⑥)	⑦	
所得	所得基準による積立額 (⑦ × $\frac{30}{100}$ )	⑧	
所得	探鉱準備金積立限度額 (②又は⑧のうちいずれか少ない方の金額)	⑨	
所得	本年積み立てた探鉱準備金の額	⑩	

(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細

積立年分	① 当初の必要経費に算入した積立額	② 年初の各年分の準備金額	③ ②のうち、本年中の任意取崩額	④ 総収入金額に算入される額 (② - ③)	⑤ 翌年繰越額
平成 年分		円	円	円	
平成 年分					円
平成 年分					
平成 年分					
平成 年分					
本年分		円			
計			⑥		

2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費等基準	本年中に支出した新鉱床探鉱費の額	⑭	円
	本年中の探鉱用機械設備の償却額	⑮	
	計 (⑭+⑮)	⑯	
準備金取崩基準	本年中の任意取崩額 (⑮の金額)	⑰	
	総収入金額に算入される額 (⑯の金額)	⑱	
	計 (⑰+⑱)	⑲	
所得基準	この特別控除額及び青色申告特別控除額を控除しないで計算した本年分の事業所得の金額	⑳	
所得	本年分必要経費に算入される新鉱床探鉱費の額 (⑲、㉑又は㉒のうちいずれか少ない方の金額)	㉑	

改正後	改正前
<p>個⑥045 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第22条及び平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第22条の規定による探鉱準備金の積立てを行う場合又は措法第23条の規定による新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、この明細書は、これらの特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「1の(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細」について</p> <p>「①」欄には、本年の指定期間内における次の収入金額の合計額を記載します。</p> <p>イ 鉱物の販売による収入金額</p> <p>ロ 鉱物を原材料として製造した物品の販売による収入金額 <math>\times \frac{\text{原材料である鉱物の採掘から選鉱までに要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}{\text{その物品の製造に要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}</math></p> <p>(2) 「1の(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細」について</p> <p>イ 「③」欄には、前年から繰り越された準備金を、本年中に任意に取り崩した場合にその取崩額を記載します。</p> <p>ロ 「④」欄には、積み立てた年の翌年1月1日から5年（平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金については3年）を経過した準備金について、次の金額を記載します。</p> <p style="text-align: center;">(本年の年初に繰り越された額) - (本年中に任意に取り崩した額)</p> <p>(注1) この準備金は、積み立てた年の翌年1月1日から5年（平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金については3年）を経過したときは、経過した日の属する年に、取り崩して総収入金額に算入することになっています。</p> <p>(注2) 平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金の場合は、当該明細の中段2行は使用せず、また、当該探鉱準備金のうち、積み立てをした年の翌年1月1日から3年を経過したものがある場合には、その経過したものについて、当該明細の最上段の行に記載します。</p> <p>(3) 「2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書」について</p> <p>「⑦」欄には、本年中に支出した探鉱のための地質調査、ボーリング、坑道の掘さくに必要な費用等の合計額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第22条、旧措法第22条、措法第23条、平成28年改正法附則65</p>	<p>個⑥045 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第22条の規定による探鉱準備金の積立てを行う場合又は措法第23条の規定による新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、この明細書は、これらの特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「1の(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細」について</p> <p>「①」欄には、本年の指定期間内における次の収入金額の合計額を記載します。</p> <p>イ 鉱物の販売による収入金額</p> <p>ロ 鉱物を原材料として製造した物品の販売による収入金額 <math>\times \frac{\text{原材料である鉱物の採掘から選鉱までに要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}{\text{その物品の製造に要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}</math></p> <p>(2) 「1の(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細」について</p> <p>イ 「③」欄には、前年から繰り越された準備金を、本年中に任意に取り崩した場合にその取崩額を記載します。</p> <p>ロ 「④」欄には、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過した準備金について、次の金額を記載します。</p> <p style="text-align: center;">(本年の年初に繰り越された額) - (本年中に任意に取り崩した額)</p> <p>(注) この準備金は、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過したときは、経過した日の属する年に、取り崩して総収入金額に算入することになっています。</p> <p>(3) 「2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書」について</p> <p>「⑦」欄には、本年中に支出した探鉱のための地質調査、ボーリング、坑道の掘さくに必要な費用等の合計額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第22条、第23条</p>



改正後

改正前

個⑥046 □の特別償却に関する明細書【裏面】

個⑥046 □の特別償却に関する明細書【裏面】

〇〇〇〇の特別償却に関する明細書

〇〇〇〇の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した減価償却資産については、これらの特別償却の適用はありません。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

(1) 標題「〇〇〇〇の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の2《医療用機器の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器」などのように記載します。

(1) 標題「〇〇〇〇の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の2《医療用機器の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器」などのように記載します。

(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄に記載方法に準じて記載します。

(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄に記載方法に準じて記載します。

(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超過して使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

(4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超過して使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「特別償却費」欄の「減価償却資産を事業の用に供した年」⑮～⑰欄は、減価償却資産を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「減価償却資産を事業の用に供した年の翌年」⑱～㉑欄は、減価償却資産を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

(5) 「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」⑲～㉑欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」⑲～㉑欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑯」欄には、減価償却資産の取得価額（⑥の金額。ただし、措法第10条の3に規定する特定の減価償却資産などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額）に、特別償却率（（％）内）に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。

また、「⑲」欄には、機械設備等の取得価額（⑥の金額。ただし、措法第10条の3に規定する特定の機械設備等などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額）に、特別償却率（（％）内）に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。

(注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の措法第11条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第2号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連産業用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（（％）内）に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑬」欄に記載します。

(注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の措法第11条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第2号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連産業用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額の特別償却率（（％）内）に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑬」欄に記載します。

i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産 50億円 × (⑥ / 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額)

i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産 50億円 × (⑥ / 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額)

ii 農林漁業関係産業用集積産業用資産 30億円 × (⑥ / 農林漁業関係産業用集積産業用資産の取得価額の合計額)

ii 農林漁業関係産業用集積産業用資産 30億円 × (⑥ / 農林漁業関係産業用集積産業用資産の取得価額の合計額)

なお、次の場合などにおいては、「⑬」欄には、「⑥-⑱」の金額を記載します。

なお、次の場合などにおいては、「⑬」欄には、「⑥-⑱」の金額を記載します。

- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした平成28年改正前の措法第10条の2第1項第1号に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした平成27年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした平成26年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした措法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成28年4月1日以後に取得等した機械及び装置につき、特定の個人が震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の減価償却資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成23年12月26日）から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成26年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
平成28年4月1日以後に取得等した一定の開発研究用資産につき、特定の個人が震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合（※）
復興特区法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合（※）
※ この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。
平成29年4月1日以後に取得等をした措法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合

- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした措法第10条の2第1項第1号に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした平成27年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした平成26年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした措法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成28年4月1日以後に取得等した機械及び装置につき、特定の個人が震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の減価償却資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成23年12月26日）から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成26年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
平成28年4月1日以後に取得等した一定の開発研究用資産につき、特定の個人が震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合（※）
復興特区法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合（※）
※ この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

2 提出先

2 提出先

納税地の所轄税務署長

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

措法第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の4の2、第10条の5の2、第10条の5の3、第11条、第11条の2、第11条の3、第12条、第12条の2、震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の5 等

措法第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の5の2、第10条の5の4、第11条、第11条の2、第11条の3、第12条、第12条の2、震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の5 等

改正後

改正前

個⑥056 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

個⑥056 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2第3項及び第4項（平成28年改正前、平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2第3項及び第4項（平成28年改正前、平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の2」（平成27年分以前は「措法10の2の2」）と記載してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の2」と記載してください。

なお、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

なお、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

（注）エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署にお尋ねください。

（注）エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署にお尋ねください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が（旧）措法第10条の2（の2）第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が（旧）措法第10条の2（の2）第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii}（※2）}$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii}（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）  
ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）  
ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、（旧）措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（（旧）措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（（旧）措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「（旧）震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（（旧）措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（（旧）措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別控除（（旧）措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（（旧）措法41の19の5）、外国税額控除（平成27年改正前の）所法95）及び（旧）震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、（旧）措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（（旧）措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（（旧）措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「（旧）震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（（旧）措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（（旧）措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別控除（（旧）措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（（旧）措法41の19の5）、外国税額控除（平成27年改正前の）所法95）及び（旧）震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の2の2第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の2の2第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (5) 「⑬」欄及び「⑭」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑬」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑯」欄の外書には、（旧）措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（（旧）震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。

- (5) 「⑬」欄及び「⑭」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑬」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑯」欄の外書には、（旧）措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

2 提出先

納税地の所轄税務署長

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

措法第10条の2、旧措法第10条の2の2、平成29年改正法附則45、平成28年改正法附則59、平成27年改正法附則59、平成26年改正法附則51、平成25年改正法附則35

措法第10条の2、旧措法第10条の2の2、平成28年改正法附則59、平成27年改正法附則59、平成26年改正法附則51、平成25年改正法附則35

改正後

改正前

個⑥058 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等  
取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

(新設)

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

促進区域	①					
承認地域経済牽引事業の内容	②					
資産 種 類	③					
	構造、設備の種類又は区分	④				
	細目	⑤				
取得年月日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	⑦	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額又は製作価額	⑧		円		円	
所得税額の特別控除額の計算						
取得価額等の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	本年税額基準額 (⑫ × 20 / 100)	⑬	円
⑨のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る取得価額等の合計額	⑩			本年税額控除可能額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭	
税額控除限度額 ( (⑨ - ⑩) × 4 / 100 + ⑩ × 2 / 100 )	⑪			所得税額超過構成額	⑮	
調整前事業所得税額	⑫			所得税額の特別控除額 (⑭ - ⑮)	⑯	
機械設備等の概要						



個⑥058 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等  
取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

(新設)

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「③」欄から「⑤」欄には、特定事業用機械等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑧」欄には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「④」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4